



医療措置協定の 協定内容の変更・解約について

健康危機・感染症対策課

令和8年7月

1 医療措置協定締結内容の変更①

医療措置協定の締結内容変更においては、

- ① 新たに協定書および指定通知書の発行を行うケース
 - ② 変更協定書のみが発行を行うケース、
 - ③ 協定書および指定通知書、変更協定書の発行は行わないケース
- の3つがあります。

①新たに協定書および指定書の発行を行うケース

○医療機関コードの変更が生じる変更

- ・ 開設者の変更
- ・ 個人開設から法人開設への変更 もしくは法人開設から個人開設への変更
- ・ 移転

- ※ 変更等があった場合、速やかに「**変更・解約フォーム**」を通じてお申込み下さい。対応方法に関してはメールにてお知らせいたします。

※ 変更のお申出を確認後、県で登録情報を変更し、協定書(案)をメールにて送付いたしますので、最終確認の実施をお願いいたします。

1 医療措置協定締結内容の変更②

②変更協定書のみの発行を行うケース

○医療措置協定第3条の変更

- ・病床確保（初期・初期以降）
- ・発熱外来（初期・初期以降）
- ・自宅療養所等への医療の提供（電話/オンライン診療・服薬指導、往診、訪問しての服薬指導、訪問看護）
- ・後方支援（初期・初期以降）
- ・人材派遣（医師、看護師、その他）

○医療措置協定第4条の変更

- ・想定される2ヶ月分の使用量（サージカルマスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋）

※ 変更等があった場合、速やかに「**変更・解約フォーム**」を通じてお申込み下さい。対応方法に関してはメールにてお知らせさせていただきます。

※ 変更のお申出を確認後、県で登録情報を変更し、変更協定書(案)をメールにて送付いたしますので、最終確認の実施をお願いいたします。

1 医療措置協定締結内容の変更③

③協定書および指定通知書、変更協定書の発行は行わないケース

- ・ 管理者、開設者の電話番号、メールアドレスの変更
- ・ 開設者の変更を伴わない医療機関等の名称変更
- ・ 住居表示の変更などによる、医療機関等の所在地名の呼称及び地番の変更
- ・ 法人内での人事異動等に伴う管理者・開設者変更（薬局管理者や法人の代表取締役の変更など）
- ・ 婚姻、養子縁組、法人の名称変更などによる、開設者名の変更

※ 変更等があった場合、速やかに「**変更・解約フォーム**」を通じてお申込み下さい。

お申し出内容確認の為、お電話、もしくはメールにてお尋ねする場合がございます。

※ メールにて、修正完了のお知らせをいたします。各医療機関様のMYページにて変更内容をご確認願います。

2 医療措置協定の解約について

①解約の申出方法

協定の解約を希望される場合は、「**変更・解約フォーム**」よりお申込み下さい。

②解約事項の県での確認

- ・ 県において、申出内容を確認し、その後の手続をお知らせします。
- ・ 原則として医療機関の閉院、閉局等、特別な事情がある場合のみ解約のご相談に応じております。